

# 土壌診断データベースの構築推進協議会 旅 費 規 程

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、役員または構成員等が出張する場合の、旅費について定めたものである。

(旅行命令)

第2条 旅行は、会長の命令によって行う。

## 第 2 章

(旅費の種類)

第3条 出張旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によりこれを計算する。  
ただし、業務の都合又は不可抗力により経路及び方法によりがたい場合は、実際に通過した経路及び方法による。

(打切り旅費)

第5条 長期に亘る出張、講習会、その他業務の都合により常時出張を要する場合は、打切り旅費を支給することができる。

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第6条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃等については、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。

(日当、宿泊料)

第7条 日当及び宿泊料等は、会長が別に定める。

(随行旅費)

第8条 職員等が役員等に随行して旅行する場合において、会長が特に必要と認めるときは、同時の旅費又は実際に要した旅費を支給することができる。

(概算払い及び精算払い)

第9条 旅費は通常事前に規程に基づき支給するものとする。ただし、用務の都合により概算払いの支給を受けた場合は、旅行の終了後5日以内にこれを精算しなければならない。

## 雑 則

第10条 この規定にない事項については、会長が定める。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。ただし、令和2年度補助金の実施が確定した日から施行する。

(参 考) 国家公務員等の旅費に関する法律

### (車賃)

第十九条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### (日当)

第二十条 日当の額は、別表第一の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

旅 費 内 規

(趣旨)

第 1 旅費規程第 7 条に基づき、日当、宿泊料を次のとおり定める。

区 分		日当	宿 泊 料		備 考
役 職 員	依 頼 先		甲地方	乙地方	
A 役員	A 大学学部長以上	円 2,600	円 13,100	円 11,800	
B 構成員等	教授 B 准教授 講師	2,200	10,900	9,800	
C 一般職員	C 助教 D 大学院生	1,700	8,700	7,800	

(注) 1 甲地方及び乙地方

(1)

内国旅費 甲地方	
都道府県	都市名
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	横浜市
	川崎市
	相模原市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市
	堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市

(2) 乙地とは、上記(1) 以外の地とする。

2 半日当

鉄道 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満又は陸路 25 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他止むない事情により宿泊した場合を除くほか、定額の 2 分の 1 に相当する額とする。

3 東京都区内の出張の場合は、必要な実費を支給し、日当は支給しない。

(実施日)

第 2 この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。ただし、令和 2 年度補助金の実施が確定した日から施行する。